

寄附採納手続きに関するQ&A

Q1

寄附採納願・登記原因証明情報・承諾書の記載において、複数の土地を記載する場合にはどうしたらよいか。

A

下記のようにそれぞれの所在・地番・地目・地積が特定できるように記載が必要。

種別				
箇所数				
所在				
地番				
地目				
地積				

Q2

寄附を行う土地については、雑種地へ地目変更をしなければならないのか。

A

雑種地への地目変更が必要。

Q3

抵当権・地上権等権利部（乙区）に権利が設定されている土地については、抹消手続きが必要になるのか。

A

権利部（乙区）に権利が設定されている場合は、全ての権利を抹消が必要。

Q4

登記に記載された所有者の住所が現住所と異なっているが、変更手続きは必要になるのか。

A

住所が変更されているときは住所変更登記を行い、最新の住所に変更が必要。

相続が発生している場合は相続登記を行い、最新の所有者への所有権移転登記が必要。

Q5

寄附採納願・登記原因証明情報・承諾書の記載において、地積の記載は必ず小数点第二位まで行う必要があるのか。

A

10.00㎡以下の場合は10.00㎡のように表示をし、それを超える場合は、1㎡未満の端数を切り捨てる。（例）9.12㎡→9.12㎡と記載/10.05㎡→10㎡と記載

Q6

登記事項証明書・地籍図（公図）・地積測量図は原本を提出しなければならないのか。

A

廃棄物対策課へPDFを送付する場合は、原本提出は不要。

紙ベースでの提出の際は原本が必要。

どちらの場合でも、寄附採納手続き書類の提出日から3ヶ月以内に発行されたものに限るため、発行日を記載をしたものの添付が必要。

寄附採納手続きに関するQ&A

Q7

印鑑登録証明書・代表者事項証明書は原本を提出しなければならないのか。

A

原本の提出が必要。

寄附採納手続き書類の提出日から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

住所・代表者の肩書・代表者等を最新の情報に更新していること。

Q8

寄附採納願・登記原因証明情報・承諾書・維持管理計画書は原本を提出しなければならないのか。

A

原本の提出が必要。

Q9

寄附採納願・登記原因証明情報・承諾書・維持管理計画書は押印省略は出来ないのか。

A

不可。

Q10

付近見取り図・土地利用計画平面図・施設詳細図・完成写真(ごみ集積場)は紙媒体で提出しなければならないのか。

A

廃棄物対策課へPDF等データで送付してもよい。